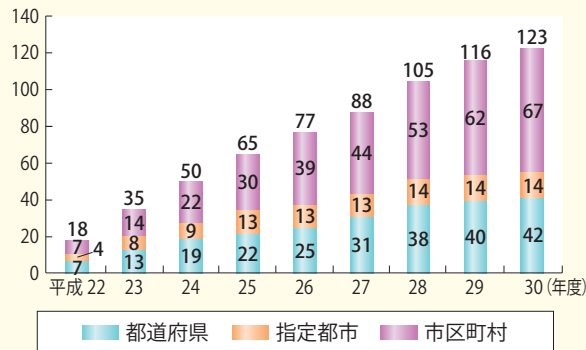


第3-2図 子ども・若者支援地域協議会設置数の推移

◆平成30年度時点で、123地域に設置。



(出典) 内閣府資料
 (注) 内閣府が各年度末に把握していた設置状況。

2 アウトリーチの充実

「子ども・若者育成支援推進法」第15条では、困難を有する子供・若者に対する支援の一つとして、「子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと」が規定されている。

困難を有する子供・若者の中には、自ら相談機関に向かうことが難しい者もあり、支援を行う者が問題に応じて家庭等に向き、必要な相談、助言又は指導を行うアウトリーチ（訪問支援）が必要な場合がある。

内閣府は、アウトリーチに携わる人材の養成を目的とした「アウトリーチ（訪問支援）研修」を実施している。この研修では、講義・演習のほか、実地研修（研修生が、アウトリーチ等の実績のある相談機関・団体に赴き、支援の現場で指導を受ける実習）も実施しており、実践的な技能の習得を図っている。また、令和元（2019）年度には、過去にアウトリーチ研修を受講した者を主な対象に、長期化したひきこもりの者等にも対応でき、個々の特性をいかした就業等につなげられる高度な知識・技術の習得を目的としたアウトリーチ上級研修も実施することとしている。

そのほかにも内閣府は、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員や、NPO法人等の職員を対象に、適切な支援を行うために必要な知見等の習得を目的とした研修を実施している。また、平成29（2017）年度からは、各地域において伴走型の支援を行うに当たって必要となる専門的な知識や技法を分野横断的に整理・共有して習得することを目的とした研修を新たに実施するなど、子供・若者育成支援に関わる幅広い人材の養成に努めている。

第2節 困難な状況ごとの取組

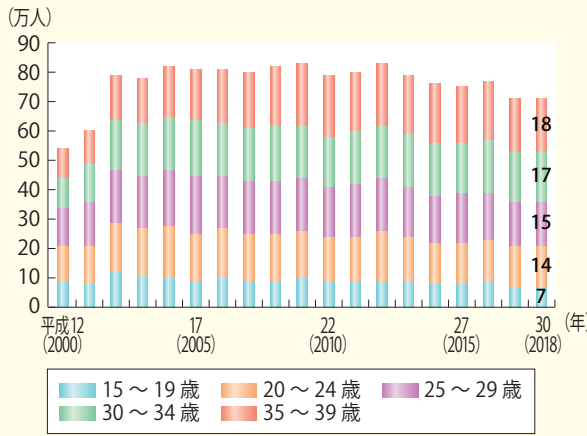
1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

15～39歳の若年無業者の数は、平成30（2018）年で71万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.1%であった。これらの数と割合は、共に前年と同じであった（第3-3図）。総務省が平成29（2017）年10月に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が見られる（第3-4図）。

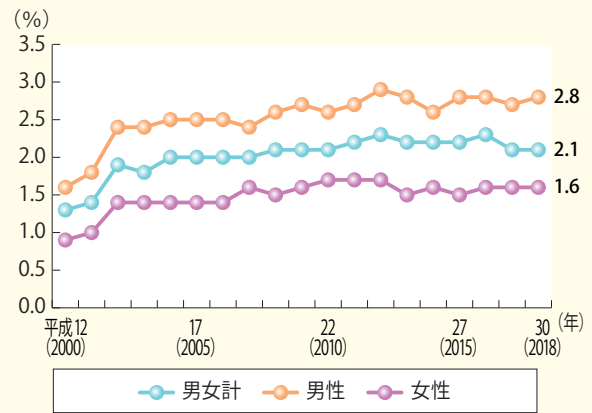
第3-3図 若年無業者数

◆15～39歳の若年無業者数は、平成30年で71万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.1%であった。

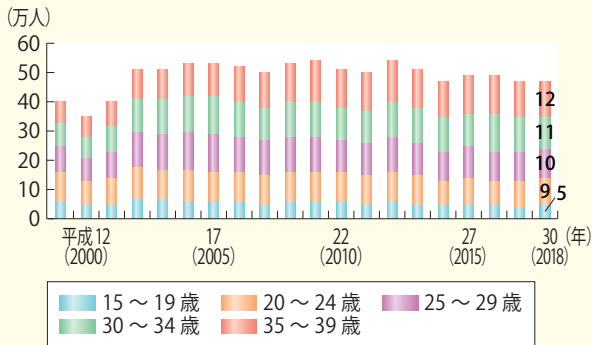
(1) 推移(男女計)



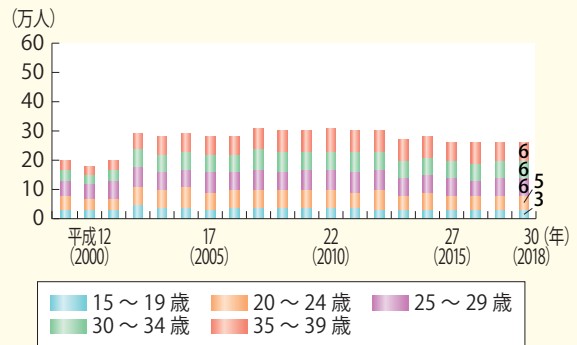
(2) 15～39歳人口に占める若年無業者の割合



(3) 推移(男性)



(4) 推移(女性)



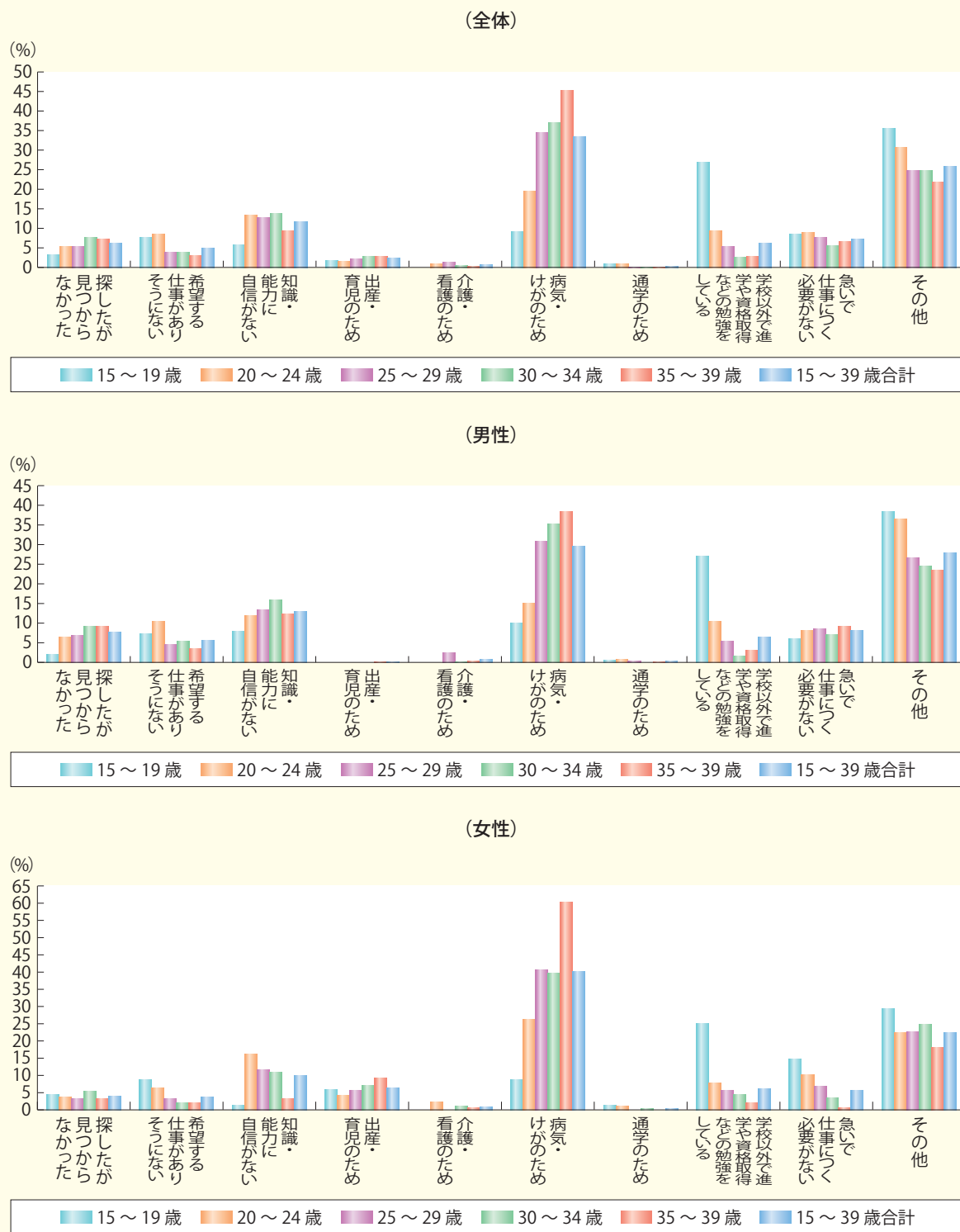
(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2. 男女別のそれぞれの数値を四捨五入しているため、男女計の数値とは合わない。

第3-4図 就業希望の若年無業者が求職活動をしなない理由（平成29年度）

◆「病気・けが」や「勉強」を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」の回答が多くみられる。



(出典) 総務省「就業構造基本調査」

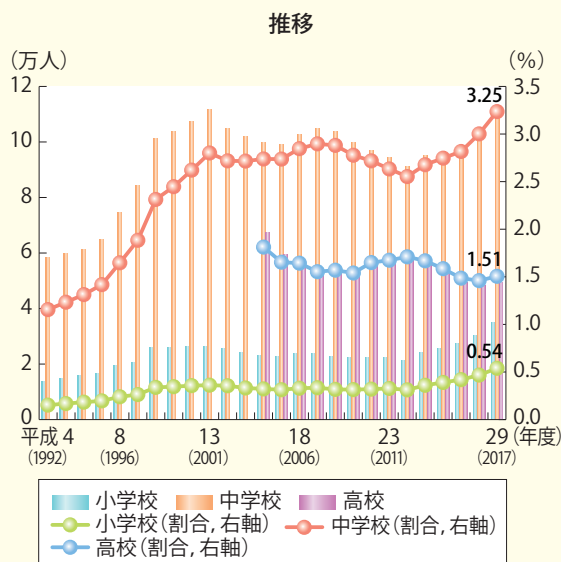
また、15歳～39歳の広義のひきこもり（「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する者）の推計数は、平成27（2015）年の調査では54.1

万人であった。

小・中学生の不登校生徒数は、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度にかけて、5年続けて前年を上回っている（第3-5図）。不登校の要因をみると、小・中学生では、家庭に係る状況、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振等が多くみられる（第3-6表）。

第3-5図 不登校の状況

◆小学生・中学生の不登校は、平成25年度から平成29年度にかけて5年続けて前年より増加した。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

- (注) 1. ここでいう不登校児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子供が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。
2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）。高等学校は平成16年度から調査。

第3-6表 不登校の要因

(1) 国公立小・中学校 不登校の要因 (平成29年度)

学校、家庭に係る要因(区分)	分類別児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応		
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	23,752	548	16,562	1,796	2,434	550	979	407	1,354	3,871	760
	—	2.3%	69.7%	7.6%	10.2%	2.3%	4.1%	1.7%	5.7%	16.3%	3.2%
「あそび・非行」の傾向がある。	5,665	3	572	155	1,458	200	67	1,708	157	2,514	603
	—	0.1%	10.1%	2.7%	25.7%	3.5%	1.2%	30.2%	2.8%	44.4%	10.6%
「無気力」の傾向がある。	43,018	21	4,914	505	12,437	1,606	708	1,162	2,123	19,342	6,793
	—	0.0%	11.4%	1.2%	28.9%	3.7%	1.6%	2.7%	4.9%	45.0%	15.8%
「不安」の傾向がある。	47,887	131	13,526	1,089	10,197	2,837	1,073	838	4,259	14,950	7,751
	—	0.3%	28.2%	2.3%	21.3%	5.9%	2.2%	1.7%	8.9%	31.2%	16.2%
「その他」	23,709	20	1,806	292	2,130	468	227	376	1,098	11,839	7,103
	—	0.1%	7.6%	1.2%	9.0%	2.0%	1.0%	1.6%	4.6%	49.9%	30.0%
計	144,031	723	37,380	3,837	28,656	5,661	3,054	4,491	8,991	52,516	23,010
	—	0.5%	26.0%	2.7%	19.9%	3.9%	2.1%	3.1%	6.2%	36.5%	16.0%

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。
 2. 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。
 3. 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不平等が該当する。
 4. 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。

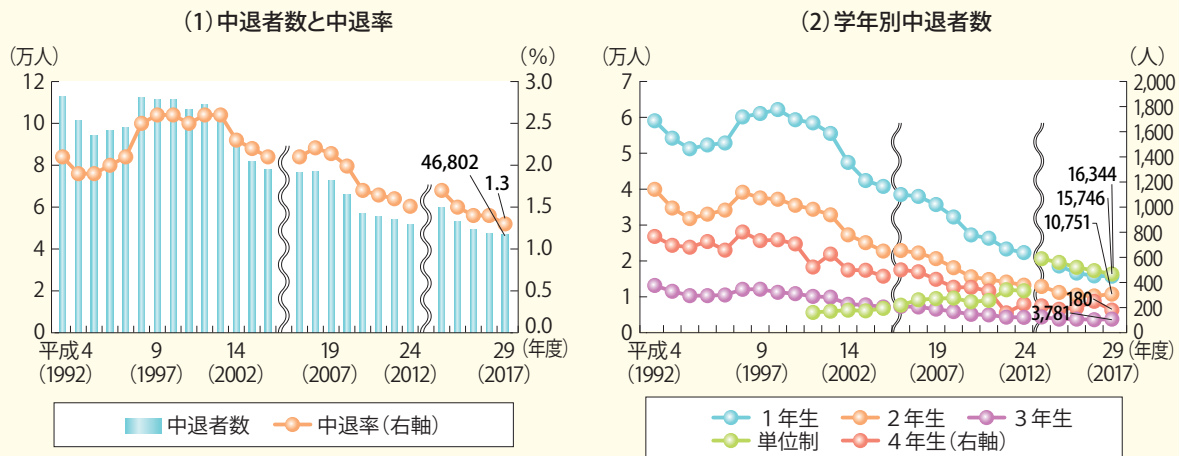
(2) 国公立高等学校 不登校の要因 (平成29年度)

学校、家庭に係る要因(区分)	分類別生徒数		学校に係る状況														家庭に係る状況		左記に該当なし			
			いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応												
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	7,549	1,959	123	16	5,065	1,264	261	45	501	116	232	54	350	60	203	59	864	290	580	143	329	145
	—	—	1.6%	0.8%	67.1%	64.5%	3.5%	2.3%	6.6%	5.9%	3.1%	2.8%	4.6%	3.1%	2.7%	3.0%	11.4%	14.8%	7.7%	7.3%	4.4%	7.4%
「あそび・非行」の傾向がある。	5,009	2,224	42	39	305	140	39	15	1,219	507	123	45	35	7	831	250	561	232	904	384	1,472	863
	—	—	0.8%	1.8%	6.1%	6.3%	0.8%	0.7%	24.3%	22.8%	2.5%	2.0%	0.7%	0.3%	16.6%	11.2%	11.2%	10.4%	18.0%	17.3%	29.4%	38.8%
「無気力」の傾向がある。	16,155	5,377	4	1	939	338	85	13	4,437	1,283	1,211	369	167	27	555	107	2,561	764	2,330	735	4,892	2,022
	—	—	0.0%	0.0%	5.8%	6.3%	0.5%	0.2%	27.5%	23.9%	7.5%	6.9%	1.0%	0.5%	3.4%	2.0%	15.9%	14.2%	14.4%	13.7%	30.3%	37.6%
「不安」の傾向がある。	11,818	3,144	15	3	1,804	479	117	33	2,414	523	2,418	512	274	42	161	34	1,766	491	1,897	558	2,460	800
	—	—	0.1%	0.1%	15.3%	15.2%	1.0%	1.0%	20.4%	16.6%	20.5%	16.3%	2.3%	1.3%	1.4%	1.1%	14.9%	15.6%	16.1%	17.7%	20.8%	25.4%
「その他」	9,112	3,797	4	0	317	117	25	9	845	306	443	152	81	21	148	36	942	350	2,057	784	4,386	2,039
	—	—	0.0%	0.0%	3.5%	3.1%	0.3%	0.2%	9.3%	8.1%	4.9%	4.0%	0.9%	0.6%	1.6%	0.9%	10.3%	9.2%	22.6%	20.6%	48.1%	53.7%
計	49,643	16,501	188	59	8,430	2,338	527	115	9,416	2,735	4,427	1,132	907	157	1,898	486	6,694	2,127	7,768	2,604	13,539	5,869
	—	—	0.4%	0.4%	17.0%	14.2%	1.1%	0.7%	19.0%	16.6%	8.9%	6.9%	1.8%	1.0%	3.8%	2.9%	13.5%	12.9%	15.6%	15.8%	27.3%	35.6%

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。
 2. 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。
 3. 「家庭に係る状況」とは、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不平等。
 4. 中段は、各区分における分類別児童生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。
 5. ※の欄は、それぞれの内数として単位制高校を計上している。

高校中途退学者は減少傾向が続いており、平成29年度は約4万7,000人、中退率は1.3%となっている(第3-7図)。中退事由としては、進路変更、学校生活・学業不適応が多くみられる(第3-8表)。

第3-7図 高校における中途退学者



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

第3-8表 高校中退者の事由別構成比

(単位: %)

	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
17年度	6.9	38.6	34.2	4.2	3.6	4.3	4.6	3.6
18年度	7.3	38.9	33.4	4.2	3.4	4.2	4.8	3.7
19年度	7.3	38.8	33.2	4.2	3.6	4.4	4.9	3.6
20年度	7.3	39.1	32.9	4.1	3.3	4.5	5.1	3.7
21年度	7.5	39.3	32.8	4.0	2.9	4.5	5.5	3.4
22年度	7.0	39.0	34.0	4.0	1.9	4.5	6.0	3.6
23年度	7.2	38.9	34.0	3.8	1.8	4.8	5.9	3.6
24年度	7.6	40.0	33.3	3.7	1.6	4.5	5.7	3.5
25年度	8.1	36.3	32.9	3.7	2.2	4.2	4.8	7.7
26年度	7.7	34.9	34.8	4.0	2.3	4.3	4.5	7.6
27年度	7.8	34.1	34.3	4.2	2.8	4.5	4.1	8.2
28年度	7.9	33.6	33.8	4.5	2.6	4.4	3.9	9.4
29年度	7.6	34.9	34.7	4.3	1.8	4.2	3.9	8.6

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 (注) 1. 平成25年度から高等学校通信制課程も調査対象に含まれている。
 2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

このように、依然として困難を抱えた子供・若者が多く存在しており、それぞれが置かれている状況も様々である。困難な状況が長引くことのないように、関係機関の連携した支援が必要である。

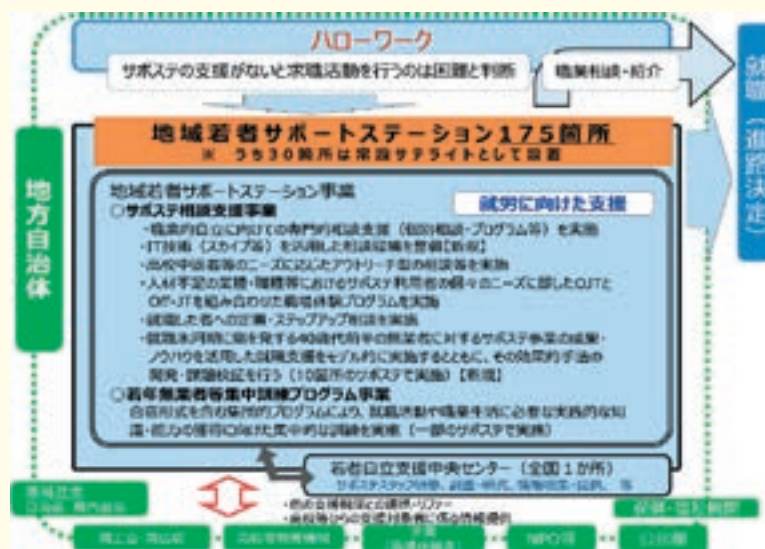
(1) 若年無業者等の支援（厚生労働省）

厚生労働省は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している（15～39歳対象）（第3-9図）。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で

受けることができる。

- ・キャリアコンサルタントなどによる個別相談、支援計画の作成
- ・個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム
- ・就職した者への定着・ステップアップ相談
- ・集中訓練プログラム（合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力付与、就職活動に向けた基礎知識獲得などを集中的に実施）
- ・職場見学や職場体験
- ・高校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ型の相談支援
- ・保護者を対象としたセミナーや個別相談

第3-9図 地域若者サポートステーション事業



(出典) 厚生労働省資料

(2) ひきこもりの支援（厚生労働省）

厚生労働省は、平成21（2009）年度から、保健・医療・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきた。その結果、平成30（2018）年4月に全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に「ひきこもり地域支援センター」が設置されるに至った²（第3-10図）。平成30年度からは、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のため、ひきこもり支援のノウハウを蓄積している「ひきこもり地域支援センター」によるひきこもり支援関係機関へのバックアップ機能の強化を図っている。また、平成25（2013）年度より、本人や家族に対する早期対応を目的として、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県又は市町村が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行ってきたが、平成30年度からはひきこもり支援に携わる人材の育成や資質の向上、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する事業への拡充を図っている。

2 「ひきこもり地域支援センター」の連絡先は<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/0000180269.pdf>を参照。